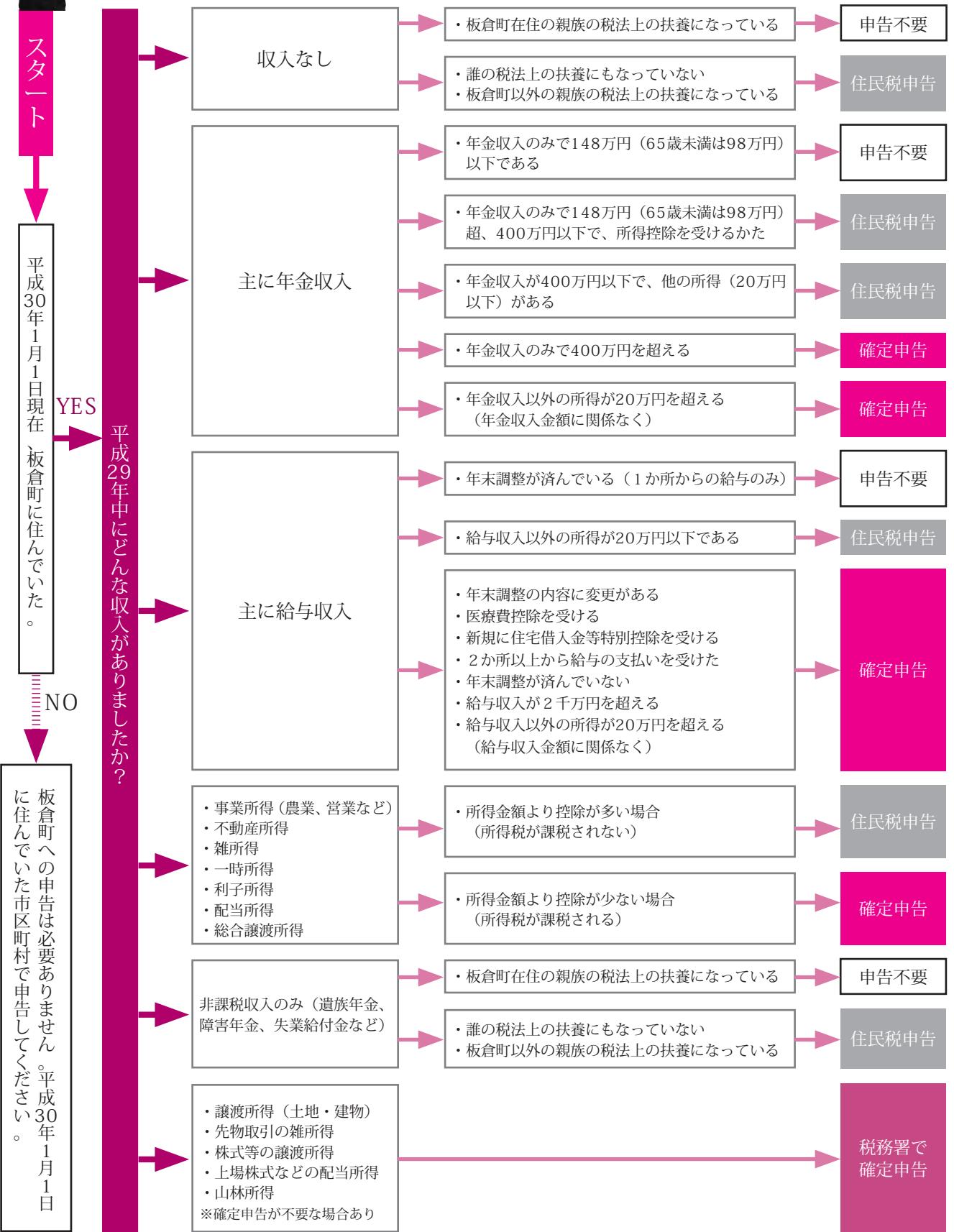




ここからスタート  
申告が必要かどうか  
確認してみよう！

## 申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
  - ・年齢は平成30年1月1日現在です。
  - ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。



# 所得税・町県民税 申告相談を実施します

**2月16日～3月15日** 土・日を除く  
午前9時～11時、午後1時～3時30分  
**役場第2庁舎会議室** 行政区ごとの指定日は設けません。

町県民税額だけではなく、国民健康保険税額や介護保険料などの算出基礎になります。自分が国民健康保険や介護保険に加入していなくても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合は、申告の内容によって、保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに入告をしましょう。

**申告が必要なかた**

- ▶ 平成30年1月1日現在、板倉町に在住しているかたで、次のいずれかに該当するかた
- ▶ 事業、農業、不動産、配当などの所得があつたかた
- ▶ 給与収入が2千万円を超えるかた
- ▶ 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- ▶ 平成29年中に退職して、その後年末調整をしていないかた
- ▶ 23～64歳のかたで、無収入のかた（板倉町在住のかたの扶養に入っている場合は除きます）
- ▶ 医療費控除や生命保険料控除等を申告して、所得税の還



昨年度から確定申告、町・県民税申告書には、マイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付して提出することになりました。具体的には下記に記載したものが必要になります。

- 付を受けたいかた

**申告しなくてもよいかた**

▼税務署で所得税の確定申告をするかた（e-Taxでの電子申告も含みます）

▼収入は給与のみで、給与支払報告書が勤務先から板倉町へ届くかた

▼収入は公的年金等のみで、年金支払額報告書が年金支払者から板倉町へ届くかた

▼印鑑（スタンプ式は不可）

▼収入のわかる書類

・給与・年金等の源泉徴収票

・農業・営業等の収支内訳書

▼申告者本人と扶養しているかたのマイナンバー

▼医療費の明細書（戸籍税務課窓口、各公民館にあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます）

▼生命・地震等の保険料支払証明書

▼身体障害者手帳・療育手帳等※これらは一例です。申告が必要なのか、何を持参すればよいのか、ご不明なかたは、左記までご相談ください。

■内線211・212  
問合せ 住民税係

△ご都合のよい日にお越しください